MANAGEMENT POST

Vol.33-09

www.yanagisawakaikei.net.

柳澤会計グループ

〒391-0003　長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm　TEL：0266-72-5060　FAX：0266-72-5063

税務・会計セミナーのご案内

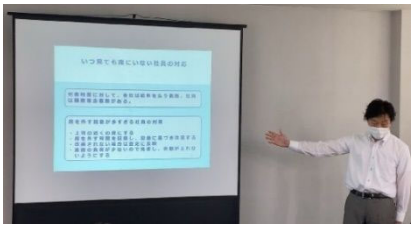

８月２５日（木）に、当事務所研修室において『税務・会計セミナー』を開催いたしました。多くの方にご参加いただきありがとうございました。

次回は９月２６日（月）１３：３０より、『税務・会計セミナー第３弾』を行います。テーマは『消費税インボイス制度 売手、買手の留意事項 part2&国税庁 Q&A 徹底解説』、『労務トラブル対応』となります。

７・８月のセミナーに参加いただいていない方も過去のセミナー動画の内容を見れるよう URL を送付いたします。セミナーの詳細・参加申込につきましては別紙チラシをご覧ください。

新型コロナ感染症の給付金(茅野市)

茅野市に事業所がある事業者に対し、以下の給付金制度があります。支給要件に当てはまりそうなものがあれば茅野市ホームページ等で詳細を確認して下さい。当事務所でも申請手続の支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

制度	受付期間	要件・概要	金額
茅野市中小企業者等販路開拓等支援補助金【第2弾】	R4. 10. 31	販路開拓や消費喚起のために実施した事業(対象期間:令和4年4月1日～9月30日) (1)新たな販路開拓に要した費用(商品サービスをPRするための広告宣伝、ホームページ作成費等) (2)消費喚起のために要した費用(クーポン券・スクラッチカード等の作成に伴う費用 等)	補助対象経費の3分の2(上限5万円)
新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金【第3弾】	R4. 10. 31	感染対策のための消耗品等の購入経費(対象期間:令和4年4月1日～9月30日) (1)感染防止対策のための消耗品等の購入に要した費用 消毒アルコール液、ペーパータオル、アルコールウェットティッシュ、マスクやフェイスシールド、抗原検査キット等 (2)販路拡大等のための消耗品等の購入に要した費用 テイクアウトサービスに係る容器代等の購入費用・チラシ作成費用 等	補助対象経費の3分の2(上限5万円) ※「茅野あんしん認証EAT」取得事業者は10分の10
茅野市運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金	R4. 11. 30	運輸・交通・卸売・廃棄物処理業、配達飲食サービス、冠婚葬祭業等を営業しているものに対車両の台数に応じて支給(貨物自動車運送事業車両、旅客自動車運送事業車両、卸売業等小型貨物、廃棄物等収集車両、軽貨物・貨物等輸送普通車両、自動車運転代行業者業、貨物小型二輪自動車)	1台あたり5千円～4万円
茅野市新型コロナウイルス感染防止強化対策補助金【第2弾】	R5. 01. 31	「新型コロナ対策推進宣言」や「茅野あんしん認証」等の参加事業者(対象期間:令和4年4月1日～12月31日) (1)基本的な感染予防対策のための設備等の導入に要した費用 手洗い場設置・修繕、アルコールディスペンサー設置、フロアマーカー等の掲示物作成経費 等 (2)飛沫感染防止対策のための設備等の導入に要した費用 アクリル板、ビニールカーテン、パーティション、レイアウト変更等の店舗内の改修経費等 (3)接触防止対策のための設備等の導入に要した費用 手洗い自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備、非接触式温度計、サーモグラフィカメラ 等 (4)事業所内の換気機能等の向上に要した費用 換気扇の点検・清掃、換気口・換気用窓や網戸の取付け、サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器、オゾン発生除菌器 等	対象経費の2/3(上限10万円) ※「茅野あんしん認証EAT」取得事業者は10分の10
茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金	R5. 01. 31	製造業の中小企業者において燃料、原材料等の使用量削減、再利用、代替等に資する省エネルギー・高効率化機器または再生可能エネルギーを導入する設備等の購入または更新に要する経費 (1) 空調設備、照明設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、変圧器、産業用動力、コージェネレーションシステムその他製造業の事業活動に必要な設備等 (2) 電気自動車及び電気自動車用充電器 (3) 再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備は屋根等に設置し全量自ら消費するもの) (4) 蓄電池(太陽光発電設備等で発電した電力を、全量自ら消費するために蓄電するもの)	対象経費の2/3(上限100万円)
茅野市農業資材価格等高騰対策支援補助金	R5. 02. 28	令和3年分所得税申告及び直前事業年度の法人税申告において、農業に係る経費として申告したもののうち、肥料費、諸材料費、動力光熱費の合計額に応じて交付	1～100万円

―空き家となっている実家の売却―

相続の発生により実家が空き家となってしまった。また、生前でも老人ホーム等に入所したことにより、実家が空き家となってしまった。さまざまな事情により実家が空き家となってしまうことがあります。そのような場合に、実家を所有し続ける、賃貸する、または、売却するというような対応が考えられますが、今回は、空き家となった実家を売却した場合の特例について解説します。

～不動産売却に係る所得税～

不動産を売却したときは、売却によって発生した利益（譲渡所得）に対して、譲渡所得税という税金が課せられます。譲渡所得は以下の算式で計算されます。

場合によっては、特例として特別控除を受けることができます。

譲渡所得 ＝ 譲渡価格 －（ 取得費 ＋譲渡費用 ）

～被相続人の居住用であった空き家を売ったときの特例～

相続が発生したことにより、実家が空き家となった場合、「被相続人の居住用であった空き家を売ったときの特例」を適用できます。相続日から起算して 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡し、一定の要件に当てはまるときは、当該家屋又は土地の譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除することができます。

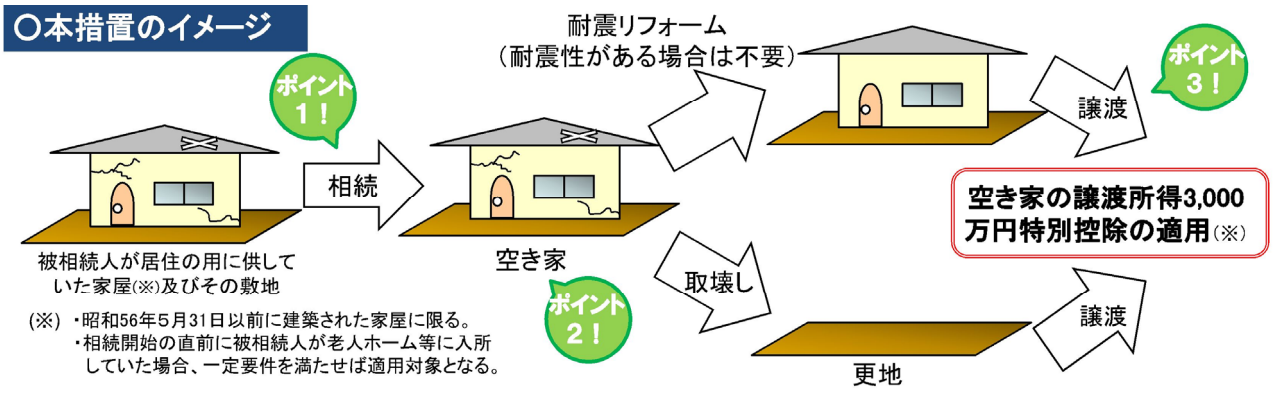

（出所：国土交通省資料）

～マイホームを売ったときの特例～

生前に老人ホーム等に入所したことにより、実家が空き家となってしまった場合には、「マイホームを売ったときの特例」を適用することができます。この特例を適用することにより譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除することができます。

～適用にあたっての留意点～

上記の特例は、特別控除額が 3,000 万円と非常に影響が大きい制度となります。本制度の適用にあたっては、適用要件が細かく定められているとともに、注意すべき点もありますので、適用をご検討の場合には、税理士等の専門家へご相談頂ければと思います。

（坂本憲彦）

税金・会計 Q&A

接待交際費とは？

1. 接待交際費とは、どんなもの？

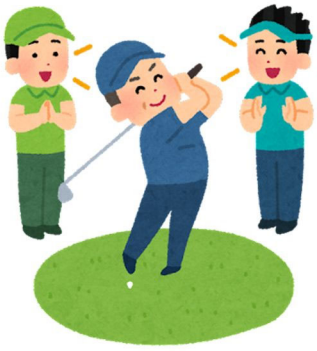

交際費等は「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用」と定められています。上記の「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」には、会社（自社）の事業に直接取引関係のある者だけでなく、間接的に会社（自社）の利害に関係のある者、及び会社（自社）の役員、従業員、株主等を含みます。

2. 接待交際費に該当しないもの

(1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

→福利厚生費

(2) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用**→広告宣伝費・販売促進費など**

(3) 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用**→会議費**

(4) 新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用

→広告宣伝費等

接待の領収書が5，000円超えてはいけないの？

法人税の計算上、交際費については、原則、費用（損金）になりません。ただし、飲食等の場合、一人あたり５，０００円以下であれば、費用となるケースがあります。

1. 交際費は、原則、費用(損金)にならない！

会社が支出する交際費は、企業会計からみれば必要な経費ですが、企業が使う巨額の交際費が社会問題になったこともあり、**法人税法上は、原則、交際費を費用（損金）としない**こととされています。

2. 費用(損金)になる交際費

原則は、費用（損金）にならない交際費ですが、消費の拡大をはかる目的等で、次の場合は、法人税法上、費用（損金）となります。

①１人あたり５，０００円以下の飲食代

※領収書を保存するとともに、所定の事項（いつ、だれと、いくら）を記録した書類の保存が必要です。

②交際費のうち８００万円以下の金額

※資本金等の額が１億円以下の法人に限ります。

③交際費のうち、接待飲食費の５０％の金額

※資本金等の額が１億円以下の法人は、②との選択制です。

（橋本 健治）

賃上げ・所得拡大促進税制における教育訓練費

所得拡大促進税制は、令和４年度税制改正により賃上げ促進税制へと移行します。いずれの制度でも教育訓練費の額が前年度比で一定以上増えた場合、通常の税額控除の額に上乗せして税額控除を受けることができます。この「教育訓練費」について解説します。

教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用。

教育訓練の対象者である「国内雇用者」

対象となる者　　… 使用人

対象とならない者 … 法人の役員及びその親族等、使用人兼務役員、内定者等の入社予定者等。

教育訓練費の範囲

(1) 教育訓練等を自ら行う場合

講師等に対して支払う報酬･料金等。また施設･設備等の賃借、コンテンツの使用料等。

(2) 他の者に委託して教育訓練等を行なわせる場合の費用

教育訓練等を行うために他の者（民間教育会社、商工会議所等）に対して支払う費用。

(3) 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用

他の者が行う教育訓練等（研修講座、講習会、セミナー、技術指導等）に参加させる費用。

教育訓練費に該当しないもの

・国内雇用者の教育訓練期間中の給与。
・自社の役員や使用人を指導者として研修を行い、これらの者に支払う報酬等。
・法人が自ら教育訓練等を行う場合の研修施設の水道光熱費、維持管理費、減価償却費等。
・自社で新たに研修施設を取得した場合の取得費等。

（北原隆幸）

職員コラム　～小宮御柱祭～

小林　洋生

御柱祭が終わり、４ヶ月が経過しました。あの盛り上がりや熱気がいまだ記憶に新しい中、各地では既に小宮の御柱祭が始まっております。私の地域も本番に向けた準備の真っ最中で、２ヶ月前から曳行に必要な綱や梃子などの準備、メドの伐採・加工、柱の皮むきなど本番に向けた作業が行われています。小宮祭といっても、小規模ではありますが本祭にあるような木落しがあり、ラッパや木遣りもあるのでそれなりに楽しめる内容になっていますし、本祭にはないのんびりした空気で行えるところが小宮の良いところだとも思います。また普段あまり関わることがない地域の方とも接する機会が増え、遠くにいる知り合いもこの時だけは帰ってくるので、懐かしんだり、近況を話したりと互いの無事を確認する場にもなっています。この御柱祭、本祭と同じ７年に１度の開催で私自身５回以上は経験しており、もういい歳なのですが、それでもこの時期が来ると変わらずワクワクするような気持ちにさせてくれますし、「もうこんな時期か、あれから７年も経ったんだなぁ。」と感慨深い気持ちにさせてくれます。時代の流れもあり、回を追うごとにだんだんと規模が小さくなっているのは実感してますが、自分が生まれるずっと前から受け継がれている地元のお祭りを絶やすことなく未来永劫受け継いで行ければいいなと思っています。